

会 議 録 目 次

令和 6 年第 2 回海田町議会定例会（第 1 日目）

令和 6 年 3 月 4 日（月）午前 9 時 0 0 分 開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	6
日程第 2	会期の決定について……………	6
日程第 3	議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について……………	7
日程第 4	諸般の報告	
	①議会報告……………	7
	②行政報告……………	10
日程第 5	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について……………	12
日程第 6	第 3 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	15
日程第 7	第 4 号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例の制定について……………	17
日程第 8	第 5 号議案 海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について……………	19
日程第 9	第 6 号議案 海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	20
日程第 10	第 7 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	24
日程第 11	第 8 号議案 海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 の制定について……………	25
日程第 12	第 9 号議案 海田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	25
日程第 13	第 10 号議案 海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する 事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並	

		びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例の制定について……………	25
日程第14	第11号議案	海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する 事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	25
日程第15	第12号議案	海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の 制定について……………	27
日程第16	第13号議案	令和5年度海田町一般会計補正予算（第6号）……………	28
日程第17	第14号議案	令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	31
日程第18	第15号議案	令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）……	33
日程第19	第16号議案	令和5年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）……………	34
日程第20	第17号議案	令和5年度海田町下水道事業会計補正予算（第1号）……	35
日程第21	施政方針……………		37
		（延 会）……………	47

令和6年第2回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和6年3月4日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会（開 議） 3月4日（月）9時00分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町       | 長 | 山 崎 真 紀 |
| 教 育       | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部     | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部     | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部     | 長 | 久保田 誠 司 |
| 教 育 次     | 長 | 森 山 真 文 |
| 建 設 部 次   | 長 | 門 前 誠 司 |
| 企 画 課     | 長 | 石 田 順 也 |
| 魅力づくり推進課  | 長 | 大 村 隆   |
| 財 政 課     | 長 | 吉 本 真 人 |
| 総 務 部 付 課 | 長 | 山 田 長 秀 |
| 総 務 課     | 長 | 中 村 修 介 |
| 税 務 課     | 長 | 松 井 良 哲 |
| 防 災 課     | 長 | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課   | 長 | 新 藤 正 敏 |
| 町 民 生 活 課 | 長 | 水 川 綾 子 |
| 住 民 課     | 長 | 中 山 え り |
| 社 会 福 祉 課 | 長 | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課   | 長 | 下 野 武 士 |
| 長 寿 保 険 課 | 長 | 岩 本 宏 美 |
| 健康づくり推進課  |   | 倉 本 勇 登 |
| 建 設 課     | 長 | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課 | 長 | 木 村 生 栄 |
| 会 計 管 理 者 |   | 中 川 修 治 |



正する条例の制定について

日程第13 第10号議案 海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第11号議案 海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護防支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 第12号議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 第13号議案 令和5年度海田町一般会計補正予算（第6号）

日程第17 第14号議案 令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第18 第15号議案 令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第19 第16号議案 令和5年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第20 第17号議案 令和5年度海田町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第21 施政方針

日程第22 一般質問

日程第23 第18号議案 海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 第19号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25 第20号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 第21号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27 第22号議案 令和6年度海田町一般会計予算

日程第28 第23号議案 令和6年度海田町国民健康保険特別会計予算

日程第29 第24号議案 令和6年度海田町介護保険特別会計予算

日程第30 第25号議案 令和6年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第31 第26号議案 令和6年度海田町水道事業会計予算

日程第32 第27号議案 令和6年度海田町下水道事業会計予算

日程第33 委員会提出議案第1号 海田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和6年第2回海田町議会定例会を開会いたしたいと思っております。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日は報道関係者等のカメラ等の撮影については許可をいたしておりますので、御了承いただきたいと思っております。

直ちに、本日の会議を開きます。比較的穏やかであった今年の冬も終わり、春めいた日々が見えるようになってまいりました。最近の経済状況を顧みますと、今年の春闘では大きな賃上げの要求が見込まれ、株価もバブルを超える高い状況で推移をしております。飲食業などを中心に雇用も回復し、人手不足が懸念されたインバウンドもコロナ禍の前を上回る勢いと報道されております。しかし、私たちが住民から直接話を聞く声ではそういった好景気を喜ぶ声でなく、物価高騰による生活苦の話をよく聞いております。賃上げや株価の上昇などの好景気材料が住民の暮らしの隅々まで行き渡っていないのではないかと危惧をしているところでございます。

さて、本会議は令和6年度の住民の生活を支える当初予算を審議する重要な会議でございます。子どもから高齢者まで満足度を高め、納得のいく施策であるか、我々議員も見極める必要があると思っております。幸いにも海田町は人口増加が続き、財政力も一定の推移を保ってはおりますが、財源も無尽蔵ではなく、今後、人口減少を迎えることは間違いはありません。これから小学校の建替え、大規模事業も予定されるところでございますけれども、今、このときに未来に向けた種をまく施策が必要ではないかと、私は常々、行政の仕事、政治の仕事は常に選択の連続であると、こんなふうに思っております。誤解を恐れずに言わせていただければ、何かするために何かを先送りをするといった選択をする、それを遂行する強い信念がなければ、良いまちがつかれないのではないかと思っております。令和6年度、当初予算案、関連条例案は、その信念に基づいて提案されたものであると信じております。それを審議する我々議員も住民にとって良い選択ができるよう、住民の目線に立った住民の代わりにこの場にいるものだと自覚をし、議論を深めていただきたいと思っております。

この際、町長から発言の申出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）皆様、おはようございます。本日、令和6年第2回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。本定例会には諮問1件、条例改正14件、補正予算5件、当初予算6件を提出しております。議員の皆様におかれましては十分に御審議をいただきまして、是非とも御議決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、本定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第33に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、私より、7番、大高下議員、8番、大江議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月15日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月15日までの12日間と決めます。

この際、議長より、議員の皆様及び執行部の皆さんにお願いをしておきます。発言される際には的確で分かりやすく、マスクをされている方は声が聞き取りやすいよう、マイクを立ててゆっくりと発言してください。執行部におかれましては、質問・質疑の内容を十分理解の上、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。質問・質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて内容を確認の上、答弁をしてください。なお、挙手の際には職名を名乗っていただきますよう、お願いをいたします。また、議員の皆様におかれましては、質問・質疑に当たっては品位の保持に留意をし、住民代表としてふさわしい発言を常に心がけ、簡単明瞭に要領よく議題の範囲を越えないように注意をして発言をしてください。

~~~~~○~~~~~


○議長（桑原） 日程第３、議会広報広聴調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会広報広聴調査特別委員会の選任について、委員会条例第５条第２項の規定により、１番、白井議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、１番、白井議員を議会広報広聴調査特別委員会委員に選任することに決定します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第４、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配布をしております１２月定例議会以降の主なものについて御報告をいたします。

初めに、１２月２２日及び２月２６日に、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されました。組合議会議員であります私から議会の概略について御報告をいたします。

それでは、令和５年１２月２２日に開催された令和５年第３回安芸地区衛生施設管理組合定例会について御報告いたします。第３回定例会におきましては、人事案件１件、専決処分の報告１件、専決処分の承認３件、決算認定１件、補正予算２件が提出されました。まず、人事案件として副管理者の選任として、本町の竹野内町長が全会一致で選任をされました。続いて、専決処分の報告として、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更に係る専決処分の報告がありました。続いて、専決処分の承認として、職員の給与に関する条例の一部の改正についてがございました。組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてが提出され、いずれも全会一致で承認をされました。次に、決算認定として、令和４年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定についてが提出され、一般会計歳入総額５億４,７４５万９,９０９円、歳出総額５億１,８２１万９,１８５円、差引総額２,９２４万７２４円、特別会計歳入総額１１億８,３８９万７４１円、歳出総額１１億４,４７１万１,１３８円、差引総額３,９１７万９,６０３円となりました。監査委員から各会計とも適切に処理をされているとの報告を受け、全会一致で承認をされました。次に、補正予算として、まず、令和５年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算について、歳入歳出それぞれ５９５万３,０００円減額し、予算総額を５億４,４８０万７,０

00円とするもの、令和５年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算については款項間の組替え等を行うもので、歳入歳出総額の減額はなく、いずれも全会一致で原案のとおり可決をされました。

次に、令和６年２月２６日に開催されました令和６年第１回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告します。第１回定例会につきましては、条例改正２件、予算案件２件、その他案件１件が提出されました。まず、条例改正としまして、安芸地区衛生施設管理組合監査委員条例及び管理者等の損害賠償の責任の一部免責に関する条例の一部改正について及び会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてが提出され、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。次に、予算でございますけども、令和６年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億５,１５０万３,０００円と定めるもので、また、令和６年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算については、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ１１億９,９１８万４,０００円と定めるもので、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。その他の案件としまして、令和５年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法について審議がされました。本町の負担金は、安芸地区衛生施設管理組合一般会計３,０４３万９,７５４円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計２億７,９９７万６,３３７円と決定されました。なお、関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、御覧いただきたいと思います。以上で、令和５年第３回及び令和６年第１回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。

次に、１２月２２日、令和５年海田高等学校財産組合会議が開催され、組合議会議員であります私が出席をしました。

続いて、１月３１日には、自治会連合会と議会とで自治会の現状についてをテーマに意見交換を開催いたしました。

次に、２月１日、福岡県苅田町総務常任委員会の皆さんが新庁舎建設についての調査で来町されました。

続いて、２月９日、海田町議会議員互助会から能登半島地震で甚大な被害を受けた石川県町村議会議長会に義援金を送付しました。

次に、２月１３日に、令和６年第１回広島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会が開会されましたので、本議会選出の議員でございます下岡議員から議会の概略について報告を求めることにいたします。下岡議員。

○ 9 番（下岡）広島県後期高齢者医療広域連合議会報告。令和 6 年 2 月 13 日に、令和 6 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から議会の概略について御報告いたします。

定例会においては条例案件 1 件、その他案件 1 件、予算案件 4 件が提案されました。まず、条例案件として、令和 6 年度及び令和 7 年度の 2 年間、財政の均衡を保つことができる保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う保険料の賦課限度額の引上げ及び低所得者に対する保険料の軽減措置等について所要の改正を行う、議案第 1 号、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてが全会一致で可決されました。次に、その他案件として、広島県市町総合事務組合の構成団体である府中町より、令和 6 年 4 月 1 日から職員に対する退職手当の支給に関する事務の共同処理について、新たに申請があったことに伴い、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約を変更する、議案第 2 号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてが全会一致で可決されました。次に、予算案件として、特別会計への事務費繰出金の減額等に伴う、議案第 3 号、令和 5 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第 2 号、保険給付費の増額等に伴う、議案第 4 号、令和 5 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号が全会一致で可決されました。続いて、議案第 5 号、令和 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出それぞれ 17 億 7,590 万 1,000 円とし、議案第 6 号、令和 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出それぞれ 4,759 億 7,654 万 6,000 円とし、いずれも全会一致で可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思います。以上で、令和 6 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○ 議長（桑原）続きまして、2 月 22 日に広島県町議会議長会令和 5 年度自治功労者等表彰におきまして、佐中議員が町議会議員として 50 年以上在職の表彰を受けられました。また、大江議員、下岡議員、宗像議員が、町議会議員として 14 年以上在職の表彰を受けられました。また、広報コンクール表彰においては、海田町議会が広報紙部門で特選を受賞されました。町民の皆様との双方向性を持たせた様々な企画や議会活動を分かりやすく伝える紙面づくりが高く評価されたものでございます。特選の受賞は 3 年連続となり

ます。

続いて、2月6日に文教福祉委員会が所管事務県内調査を実施され、大竹市において学校給食費の無償化について及び玖波小学校施設整備事業について調査されました。また、2月15日には総務建設委員会が所管事務県内調査を実施され、三原市において広島型ランドバンクの事業について、それぞれ調査をされました。なお、12月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。委員会関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。以上で、議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について、町長より申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内） それでは、12月定例議会後の行政執行の状況について御報告をいたします。

まず、12月9日に庁舎1階利活用のための社会実験として、「いいこといっぱい新庁舎！」を海田住民活動ネットワークに御協力いただきまして開催をいたしました。マジックショーや大筆パフォーマンスなどの出し物や木工品や軽食の販売もあり、多くの子どもたちや家族連れの方々が訪れ、にぎやかな1日となりました。また、障がい者福祉事業所の活動や製品の認知度の向上等による販売促進を図るため、12月からこれまで6回、庁舎1階において製品販売を行っております。これらの活動の結果を踏まえて、庁舎1階の利活用について検討し、にぎわいを創出する開かれた庁舎の実現を図ってまいります。

次に、海田町価格高騰対策支援クーポン第5弾でございます。前回よりも3店舗多い138店舗に御参加をいただきまして、12月1日から使用を開始し、1月31日で使用期間を終了しております。最終的な利用率は90.2パーセントとなっております。

次に、石川県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震についてでございます。石川県からの応援職員派遣要請に対しまして、2月11日から17日までの7日間、輪島市に職員1名を派遣し、住家被害認定調査業務に従事をいたしました。また、石川県を中心に甚大な被害が発生し、被災された方々の避難生活の長期化も懸念されている状況から、その支援のため、広島県町村会を通じて石川県町長会に対して、15万円を災害見舞金として寄附をいたしたところでございます。今後も職員の派遣を予定しておりますほか、引き続き現地の状況に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、消防出初式についてでございます。1月7日に海田小学校において4年ぶりに通常開催により実施をいたしたところでございます。優良消防団員の表彰では22名の団員に対し、その功績をたたえ、表彰及び表彰の伝達を行いました。

次に、防災リーダー育成事業についてでございます。1月24日に織田幹雄スクエアにおいて、自主防災リーダー育成講座を実施、開催をし、新たに4名の自主防災リーダーを認定し、地域防災活動の指導・推進を行う人材育成に取り組みました。また、防災教育についてでございますが、12月から2月にかけて福祉センター講座のさわやか大学、曙町自治会、いきいきサロン東昭和町、畝自治会自主防災会において、防災出前講座を開催いたしました。

次に、住民税非課税世帯等に対する支援を行うための電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についてでございます。2月29日時点で2,292世帯に支給をしております。また、低所得者支援及び定額減税補足給付金のうち、住民税非課税世帯への子ども加算分につきましては同日時点で162世帯に支給をしております。

次に、かいた版ネウボラについて、妊娠期から子育て世代を含め、多くの方々に知っていただき、身近に感じていただけるよう、実際に利用しているパパやママの声を反映したPR動画を広島県と共同で作成をしております。ホームページや庁舎のデジタルサイネージなどで公開をし、多くの方々にかいた版ネウボラの魅力を発信してまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路畝曾田線の変更案に係る説明会についてでございます。2月16日に開催しましたところ、24名の参加がございまして、（仮称）新畝橋の詳細設計に伴う計画変更の概要や今後のスケジュール等の説明を行いました。また、国及び県に対する要望活動につきましては、12月20日に広島県西部建設事務所長を訪ね、尾崎排水機の早期完成及び尾崎川のヘドロの浚せつについて直接要望をいたしました。これに併せて、県が施工する砂防事業等の進捗を確認するとともに、早期完成についても強く要望したところでございます。

次に、学校表彰についてでございます。海田東小学校が令和5年度広島県教育奨励賞を受賞いたしました。受賞理由といたしましては、教科指導の工夫改善の取組により、児童の学力の定着が図られたなどの成果が評価されたものでございます。

次に、1月25日に海田町こども議会を開催いたしました。当日は14名のこども議員から総合的な学習の時間に各学年又は学級で取り組んだ学習の成果を基に、様々な質問が

出され、終了後には海田町の良さや課題を再発見することができたといった感想が聞かれました。また、各学校でオンライン視聴した児童生徒からは、他校の質問を聞いて考えを深めることができたといった感想がございまして、まちづくりに関心を持つ機会となりました。

次に、令和6年二十歳のつどいを1月7日に織田幹雄スクエアにおいて開催いたしました。当日は、311名の対象者のうち63.3パーセントに当たる197名の方が参加をし、門出の日を祝ったところでございます。

次に、より多くの方にクラシック音楽に親しんでもらうことと、音楽を通じて織田幹雄スクエアの利用の活性化を図るため、1月25日から27日にかけて公共ホール活性化事業としてクラシックコンサートを開催しました。バイオリンとピアノの演奏により、町内の学校や企業等4か所でのミニコンサートと織田幹雄スクエアでのコンサートを開催し、芸術文化に対する関心を高めることができました。

次に、一般社団法人海田町文化スポーツ協会との共催で、12月10日に織田幹雄記念マラソン大会、2月11日に織田幹雄記念駅伝大会を開催いたしました。マラソン大会は125名、駅伝大会は388名の参加がございまして、盛況な大会となりました。以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて御報告いたしました。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。令和6年6月30日をもって田中克江委員の任期が満了することに伴い、同委員の再任に係る推薦について意見を求めるものでございます。詳細につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について御説明いたします。議案書の4ページをお開きください。現人権擁護委員であります田中克江さんの任期が令和6年6月30日をもって満了となることに伴い、引き続き、田中克江さんを人権擁護委員として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものの中から議会の意見を聞いて、町長が候補者の推

薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第1条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることでございます。委員の任期は3年でございます。

それでは、田中克江さんの経歴等について御説明いたします。現在、67歳でいらっしゃいます。田中克江さんは昭和52年4月に町職員として採用され、町立保育所に勤務し、平成21年には畝保育所長に就任され、平成29年3月に定年退職しておられます。同年4月からは社会福祉法人住田学園福祉会幸保育園に勤務され、平成31年3月に退職しておられます。また、人権擁護委員には令和3年7月に就任され、現在まで活動しておられます。これらの実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。名前はあるんですが、住所がないということで、いざ擁護委員に相談をしようと思えば、住所がない、このことによって対応が遅れていく。擁護委員は今6名おるわけですが、それぞれ住所が明確でない。事件であれば警察に届けることができますけれども、日常にわたって長く続いた場合に我慢できなくなったら、訪ねて行って相談を受ける、これまで載しておったが、プライバシーの問題で載せないということがありましたけれども、この人権擁護委員については特別な扱いが要るのではないか、これが1点。二つ目は、無報酬ということを知っていますが、法務大臣がこれを認定して、そして、無報酬でやるという。年2回の会議が定例として位置付けられておりますけれども、無報酬ということはちょっと考えられんと思うんです。何か特別な手当が、報酬か、まあ賃金としては難しいと思うんですが、報酬扱いがあるのかないのかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）議案に住所の表記がないことについては私のほうから答弁させていただきます。議案に住所を表記しないことにつきましては、議員御指摘のとおり、プライバシーに配慮しての取扱いでございまして、こちらは議会の議会運営委員会のほうで審議いただきまして、このような結果とさせていただいております。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）無報酬ということでの御指摘でございますけれども、人権擁護委

員法の規定によりまして、人権擁護委員さんには給与等は支給されませんが、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができるということになっておりまして、イベント等に参加された際、法務局のほうからの費用弁償があると聞いております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）いざというときは、法務局かあるいは事件であれば警察に届けるんですが、日常の相談の窓口、今、こちらの福祉課のほうで答弁がありましたが、窓口はどこのか、明確に答弁をいただきたい。それと併せて、バイオ何とかというのが、夫婦の中であつたり、家族の中であつたり、バイオレットとかね、ちょっと忘れちゃいましたが、そういう問題が起きたときに、どこの窓口でどういうふうに解決の方法をされるのか。この議案は擁護委員のそういう意見とか承認を求めているんですが、ちょっと内容からずれるんですが、中身がはっきりしないと対応ができない、このように思うんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）人権擁護委員さんへの御相談ということでございましたら、まずは社会福祉課のほうに御連絡をいただきまして、おつなぎしてまいりたいと思っております。ドメスティックバイオレンスのことにつきましても、女性の人権ホットラインですとか、御紹介をさせていただいているところではございますが、社会福祉課のほうに御相談をいただけたらと思っております。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。

これより諮問第1号について採決を行います。お諮りいたします。諮問第1号については田中克江さんを適任とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、諮問第1号については田中克江さんを適任とすることに決定をします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第3号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の



制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第3号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告に伴い、在宅勤務等を行う職員に対し在宅勤務等手当を支給するため、必要な改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第3号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正内容につきましては、資料1の条例の概要で説明をさせていただきますが、議案書は5ページ、新旧対照表を資料2でお示ししております。それでは、資料1をお願いいたします。人事院の給与勧告に伴い、国家公務員の取扱いに準じて在宅勤務等を実施する職員に在宅勤務等手当を支給するための規定を新設するものでございます。2、在宅、勤務等手当の概要でございます。支給要件は次の全ての要件に該当する職員で、住居宿泊施設等で勤務すること、正規の勤務時間の全部を勤務すること、3か月以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて勤務することです。手当の額は月額3,000円です。通勤手当の取扱いとして、在宅勤務等手当の支給を受ける職員の通勤手当については、一定金額を減ずるものとします。施行期日は令和6年4月1日です。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。在宅勤務等に3,000円を新設するという規定を定める条例案ですけども、職員等々は、いわゆる会計年度とか、あるいは委託とか、そういう等が入っていますから幅が広くなる。どこまでその範囲なのかお尋ねするのが1件、もう1件は、これは、例えば辞令なのか、あるいは産休などの本人の申請なのか、その他、こういう特例があるのならその特例をお尋ねいたします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）1点目の等につきましては、職員は全ての職員が対象となります。在宅勤務等手当の等につきましては、自分の家以外の場所、例えば配偶者ですとか、親族の住居、宿泊施設の客室等でやった場合もこれが含まれます。したがって、等というのを入っております。それから、これは特例ではございませんで、旅行命令になります。自宅への旅行命令を所属長が発しまして、自宅等での在宅勤務をするという流れで

ございます。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかにございませんか。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。2点ほど確認させていただきたいんですが、本来、通勤して、こちらへ勤務に来れば、当然、途中、通勤という手段で来なきゃならないので、そこで時間拘束されると思うんですが、これが自宅勤務となれば時間拘束の分がなくなりますよ。要するに、通勤に伴う時間拘束がなくなると思うんですが、そういう状況で手当が必要な理由、それを明確に説明を願いたい。それから、もう1点は、先ほど申された出張に伴う自宅勤務という言い方をされたと思うんですが、これ出張になるんですか。要するに、そうなれば、旅行命令を扱うのであれば、この手当というよりも、本来であれば出張に伴う費用弁償のほうに当たるんじゃないかと思うんですが、それについてどうなんですか。そうなれば、その考え方の絡みはどのようになって整理されているのか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）まず1点目の手当がいる理由についてでございます。これは自宅等で勤務をする場合、自宅の光熱水費等を使うというようなところから、それへの手当というところで3,000円を規定しております。それから、出張は費用弁償ではないかというところですけども、出張扱いではございますが、8時30分から17時15分の正規の勤務時間を自宅で勤務するという整理にしておりますので、そこについての手当を支給するというものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）趣旨は多少は理解できるんですが、となると、逆に、役所に来て通勤する人と自宅で勤務する人とのこの通勤時間の時間拘束に対するものが、逆に言ったら、今度は通勤する人間に必要になってくるんじゃないんですか。片方は自宅で勤務するからその時間拘束がなくなりますよね。ただ、その人間との差についてはどのように考えているのか、ちょっと僕理解できないんですが、それと、一律に出すのではなくて、もしするのであれば、人によっては1日当たり、10日を超えて勤務する場合ですね、じゃあ丸々二十二、三日あると思うんですが、二十二、三日するものと、10日しかないものとは、結果的に家にかかる経費、当然、自宅勤務だとパソコンでの主な仕事になってくると思うんですが、そうした場合の電気代とか何とかにしても差が出てくるはずですよ。その差もやっぱり考える必要があるんじゃないんですか。10日しか勤務せん、

二十二、三日丸々自宅勤務する人、それによっては当然自分にかかってくる経費は全然違ってくると思うんですが、そういうものはきちんと、同じ手当でもそういう部分とで考えて、逆に言うと、何日から何日間について幾ら、何日から何日間については幾らというやり方をすべきじゃないかと思うんですが、それをしてない理由というのを正確に説明願います。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）一律3,000円のところにつきましては、人事院のほうで大体これぐらいの実績があって、平均ではこれぐらいだということで3,000円を規定されておりました、それは国に準じてうちも設定させていただいておるところでございます。それから、通勤の拘束がある職員とない職員が生じるというところですが、あくまでも在宅勤務というのは働き方の一つであろうと考えております。ですので、それを選択するかしないか、命令するかしないかというところは所属ごとで判断してやっていくことになろうかと思えます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。第3号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第4号議案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第4号議案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。地方自治法の一部改正により同法に条ずれが生じたことに伴い、関係する3件の条例の引用条項を整理するものでございます。改正の内容は、新旧対照表のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

なお、本議案中の海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正については、地方自治法第243条の2第2項において、議会はあらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないと規定されております。監査委員に意見を聴いた結果、本議案について、特段の意見はないと回答をいただいておりますので、御報告をいたしたいと思います。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）先ほど、議長が監査委員の意見を聴いてという説明がありましたが、町長の免責の問題で一番ぴんと来たのが、庄原市のバイオマスで2億3,800万の、市長を辞めても行政責任として、それが判決に出てきたということですが、もちろん監査委員も住民が訴えたんですから、議会は通ったんですよ。住民が訴えて、そういう判決が出たんですが、その判決の条件として監査委員の意見が大半入っと思うんですが、この意見が免責される議案なのかどうか。もちろん、法律や憲法のほうが優先をするのは原則ですけども、この解釈はどうかお尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）この度の改正につきましては、新たに地方自治法の中に指定公金事務取扱制度という制度が設けられました。そのことによって条項が増えて、それに伴いまして、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の条項、それから、職員の賠償責任の条項がずれたというものでございます。それを引用しております条例が海田町監査委員条例と海田町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、それから、海田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、この三つの条例の中で、それらの条項を引用しておりましたので、そのずれを直すというのが今回の改正でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）いや、心配するのは、海田町の例で見れば、庁舎の移転で15年もかかって、その間にJR高架が2回も見直しをされたり、あるいは白紙に戻したり、長年かかって、やっとこの庁舎が14年か5年かかりましたよね。もう一つは、ここの土地、ヒ素の問題が出てきたけども、やむを得ないということで議会あるいは監査委員のほうからそういうのがありましたけれども、これらの免責、これはこの事件によって違ってくるのかどうか、あるいは住民監査をした場合に、全くこれは無視されて、例えば裁判でもなった場合には、裁判所でそういう判決が出たら、それをこの条例以外で判断をして、判決が決まるのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この度の一部改正につきましては、先ほども総務課長が答弁させていただいたとおり、単なる条項ずれで今回の免責の条例の中身を変更するものではございませんので、これまでどおりの運用とさせていただきます。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論を終結します。

これより、第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。第4号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第5号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第5号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について。水道法の一部改正により水道整備管理行政の一部事務について、その所管が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されたことに伴い、同法の規定を引用している給水条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は新旧対照表のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。この給水条例は厚生労働省から国土交通省に一部を引用するものでございますが、災害での関係と思いますが、これは国からかどこからか知らんのじゃが、詳しい内容がどのような通達があったか、ちょっとそこを詳しく説明をお願いします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）御質問の件でございますが、こちらにつきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律というのが基になっており

まして、これに伴って水道法の改正が起こっております。改正内容の厚生労働省から国土交通省への移管というところでございますが、そもそも厚生労働省が水道行政を担ったというのは、明治の頃にあったコロナ、赤痢の対策ということで水道の整備促進というところから発しております。しかし、今現在、水道の普及率がもう99パーセントに近くなっておりますので、今後、長寿命化、老朽化の対策と、先ほどおっしゃられましたような災害に対する対応ということで、それらの知見が深い国土交通省に移管することで、今後、そのような老朽化対策、災害時の早期復旧というところに対応していくという趣旨でございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。第5号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、第6号議案、海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第6号議案、海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、同法別表第2の削除等がなされたことを踏まえ、必要な改正を行うものでございます。内容につきましては担当者のほうから説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第6号議案、海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。改正内容につきましては、資料5の条例の概要で説明をさせていただきますが、議案書は8ページ、

新旧対照表を資料6でお示ししております。資料5をお願いします。2、条例改正の背景でございます。法では従前マイナンバーを利用する各種手続等については、法別表第2に限定列挙されておりましたが、これを削除した上で新たに特定個人番号利用事務とし、省令に委ねることにより、迅速に改正できることとされたものでございます。3、条例改正の概要でございます。法別表第2が削除されたことから、当該別表を引用していた条例の規定を改めるものでございます。（1）条例で定めるマイナンバー利用事務の変更として、マイナンバーを利用することができる事務として条例で定めるものを、特定個人番号利用事務に変更します。また、（2）利用することができる特定個人情報の範囲の変更として、特定個人番号利用事務を処理するために利用できる特定個人情報の範囲を、利用特定個人情報に変更します。4、施行期日はマイナンバー法等の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する政令で定める日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。法別表の第2が削除された場合に、それに代わる別表2を列挙して、新たに特定個人番号利用事務を省令に委ねるということで直轄になってくることになるんです。そのことによって、特定個人番号を利用する変更を今は任意ですが、例えば、カードの提示、その前に作ることを強制的にできる条件を有利にするこの条例案だと思うんですけども、その辺はこれまで任意であった、義務的な処置であって、作らなくてもいいという判断の下で私ども来ましたし、これまで多くの方が、情報漏れ、あるいは記載漏れによって健康保険が保険証の代わりになってない、全国でものすごい数なんですね。8,351件、これが漏れとる。また、健康保険ではちょっと私の数字ではないんですが、数多く報道されて、もう海田町でも私が知る範囲ではカードを紙の保険証に切り替えたというのが10名以内おるということを聞いておりますが、この条例案は半ば強制的に道を開く条例案なのかどうか、利用できる特定個人情報の範囲の変更というのがありますが、この中身をちょっと説明を求めます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）今回の法改正につきましては、法別表第2が削除されるものでございます。しかしながら、法別表第1にはマイナンバーを使用できる事務の範囲というのが定められておりまして、これは残ります。今までは法別表第1で規定していたものを細

かく法別表第2において、提供先ですとかいうのを定めておったのを省令に委ねるとい
うようなことになっております。強制的にするというのではなくて、より柔軟に省令の
ほうでやられるというところで、任意の利用につきましては、海田町が独自利用をしよ
うとする場合には引き続き条例を制定してやらなければならないとなっておりますので、
そこは国の基準に従いまして、厳格に特定個人情報を今後も保護していくものでござい
ます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中） どうも理解がしにくいんですが、一方では削除して、片方では新たに改
正する、改悪につながるわけですが、デジタル庁の長官が今3代目なんですね。河野太
郎が今、その庁の責任者でやっておるんですが、一時はものすごい勢いでマイナンバー、
しかも、保険証をつくるためのそういう工作で資金を、というか、手当を出して急速に
今、7割、8割カードを作った。これが今の実態で、今、それが、急速に作ったために
混乱が起きる、過ちが起きる、そういう結果になって、今、非常に温度差というんか、
あるところはかなり進んでいますが、進んでないところは全く進んでない。非常に問題
がある、プライバシーの問題で大きな要素を抱えておる問題のその改正の中身が、今一、
よう分からん。この改正によって、事務的には利便性が高くなってくるかもわからんけ
れども、町民個人、国民全体から見て情報がかなりカードに集中する、強制的にやらそ
うとする、その窓口の条例案ではないかというふうに私は判断するんですが、それはい
かがか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽） この度の条例改正につきましては、マイナンバーの活用というのをよ
り行っていくために、広げていくためにというところではございますが、議員御指摘の
プライバシーの保護やマイナンバーカードを強制的にということは全くございません。
そこはしっかりと守っていかれるものと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

討論があるようなので、これから討論を行います。まず、反対討論から。佐中議員。

○15番（佐中）第6号議案、反対討論を行います。海田町行政手続きにおける特定の個
人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人

情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現のためと言われてきました。マイナンバーカードは電子証明書が搭載されており、様々な行政手続きやオンラインサービスを利用することができます。その一方で、マイナンバーカードに様々な個人情報がひもづけされることによって、紛失等などやなりすましによる被害のリスクが発生いたします。また、登録時のヒューマンエラーやカードリーダーの不都合などで、特に銀行窓口やマイナ保険証に関するトラブルが次々と明らかになっております。家族名義の口座登録が約13万件、マイナンバーと一体化した健康保険証に個人の情報登録7,300件、公金受取口座の別人ナンバーへの登録748件、マイナポイントを誤って別人に付与、マイナンバー活用の住民票写しなどの交付で個人の証明書を付与、本人が希望していないのにマイナンバーカードと健康保険証を一体化した例など、枚挙にいとまがありません。マイナンバーカードの交付が始まったのは7年前、2016年ですが、政府がカードの取得を促すためにマイナポイントを導入してから、カードの申請数は急速に増え、令和5年6月4日時点の累計で国民の77パーセントに当たる9,007万枚余り、令和3年3月末の2倍以上に増えております。申請が急増したことで申請窓口は対応に追われ、手続の際に本人確認を2回行うところを簡素化のため1回にしたことも大きな一因だと言われております。人的なミスだとしても、自治体窓口や健保組合の現場のことを考えた制度設計ができないまま、拙速にデジタル化を進めれば、プライバシーだけでなく、国民の命と健康にも関わる問題が起きることは明白であります。政府は一連のトラブルを受け、既存データやシステムの総点検を進めております。今回の議案は、個人番号を利用できる事務の追加を規則で定めれば増やせること、町内連携により、町が保有する特定個人情報の利用ができる事由の追加、当該個人情報の範囲の制定等となっております。政府の総点検と検証も終わらない中で拙速に進めれば、これはこれまでに各地で発生した住民の個人情報漏えいのリスクを更に増幅し、一層の混乱を招く恐れがあります。以上の理由によって、私はこの議案に反対をいたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。宗像議員。

○10番（宗像）この議案に賛成の立場から討論いたします。先ほど、議決いたしました海田町給水条例の一部改正と同様、単純に国の法律が変わって、その法律の中身の引用する条文を変えないと、海田町での事務の執行が適正に行われなくなる要素が出てまいります。そのため、今までマイナンバーにいろいろあった問題とは別の問題であって、

本来やるべきことであって、もしこの条例改正を行わないと、現在、マイナンバーの発行を受けている方のリスクが大きくなり過ぎると思われます。よって、この条例に賛成の立場から討論いたしました。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第6号議案について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第6号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、第7号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第7号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。先般の議会で議決をいただきました刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、国が示す条例改正の参考例の修正にあわせ、該当する条文を改めるものでございます。改正の内容は新旧対照表のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。第7号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおりこれを決します。



務付け、3番目の管理者が兼務可能な事業所範囲の要件緩和又は規定につきましては、全ての議案が該当するものでございます。4番目の介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策等を検討する委員会設置の義務付け、2ページの上段、協力医療機関を定めることの義務化又は努力義務化につきましては、第8号議案、第9号議案が該当し、表最後の配置すべき介護支援専門員の員数の規定又は見直しにつきましては、第10号議案、第11号議案が該当するものでございます。3の施行期日は令和6年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。これより討論を行います。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。第8号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第9号議案について、討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。第9号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第10号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。第10号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第11号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第11号議案について採決を行います。お諮りいたします。第11号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第15、第12号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第12号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者のほうから説明をさせます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）それでは、第12号議案、海田町営住宅及び管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の34ページをお開きください。併せて、資料14、海田町営住宅設置及び管理条例新旧対照表をお願いいたします。それでは、資料13の条例の概要にいたしまして説明をいたします。今回の改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、海田町営住宅設置及び管理条例の一部改正を行うものでございます。まず、条例改正の背景についてでございますが、法に規定する保護命令制度の拡充に伴いまして、保護命令に係る規定、第10条第1項が接近禁止命令に係る規定、第10条第1項と、退去等命令に係る規定、第10条の2に分かれ、対象範囲の拡大や加害者の禁止行為の追加などが行われたものでございます。次に、条例改正の内容についてでございますが、条例では第7条におきまして、町営住宅に単身入居することができるものとして、DV被害を受け、裁判所に対して法に規定する接近禁止命令及び退去等命令の申立てを行ったものを規定しております。そこで、今回の法改正を受け、法第10条第1項に加えて、法第10条の2を引用する

よう条項を整備するものでございます。また、単身入居することができる者に、配偶者からだけではなく婚姻と同様の共同生活を営んでいる関係にある相手、いわゆる内縁関係にある者などからの暴力を理由といたしまして、接近禁止命令及び退去等命令の申立てを行ったものを加えるものでございます。施行期日は、令和6年4月1日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第12号議案について採決を行います。お諮りいたします。第12号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は10時40分。

~~~~~○~~~~~

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第16、第13号議案、令和5年度海田町一般会計補正予算第6号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第13号議案、令和5年度海田町一般会計補正予算第6号。この度の補正予算につきましては、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第13号議案、令和5年度海田町一般会計補正予算第6号について御説明いたします。資料15をお願いいたします。まず、この度の補正予算の編成

に当たっては、国の経済対策と連動し、令和5年度補正予算と令和6年度当初予算を一体として編成しており、国の補正予算に係る財源の活用が見込まれる事業等については積極的に前倒しをして、財源を確保しながら、繰越し事業で対応するように取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰に係る各種補助金等の歳入補正に係り、歳出補正予算においてそれぞれ財源振替を行っております。その他、額の確定、決算見込みに基づく各種事業費や人件費関係の増減、この度の特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減の予算措置をそれぞれ行っております。また、令和4年度国・県支出金の超過交付分については、令和5年度精算に伴い、返還金の増額措置を行っております。これらについては件数が多く、繰返し出てまいりますので、個別の説明は一般会計、特別会計ともに省略させていただき、主な事業について説明をさせていただきます。なお、超過交付に伴う国・県支出金の返還金は、総額で約2.3億円返還することとしておりますが、こちらについては年度間での財源調整として、令和4年度決算剰余金を財源に対応しております。

それでは、資料15の補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料15の27ページ目をお願いいたします。上から三つ目、戸籍システム改修事業については住民基本台帳法の一部改正に伴い、戸籍の附票に氏名の振り仮名を記載するためのシステム改修経費の増で、次の住民基本台帳システム改修事業については、マイナンバー法等の一部改正に伴い、住民票等に氏名の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへの氏名の振り仮名及びローマ字表記に必要な機能を整備するためのシステム改修経費の増でございます。それぞれ財源として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用し、繰越明許費を併せて設定いたします。次に、35ページをお願いいたします。一番下の低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業については、事業概要資料として資料16を併せて提出しておりますが、低所得者支援及び定額減税補足給付金を支給するため増額するもので、財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、繰越明許費を併せて設定いたします。次に、37ページをお願いいたします。一番下の福祉センター改修事業については、事業概要資料として資料18を併せて提出しておりますが、福祉センター更衣室等改修工事の実施設計業務委託料を増額するもので、財源として起債を活用し、繰越明許費を併せて設定いたします。次に、47ページをお願いいたします。下から三つ目の5番、海田町保育所等あんしん応援金給付事業については、事業概要資料として資料17を併せて提出しておりますが、物価高騰対策として海田町保育所等あんしん

応援金を給付するため増額するもので、繰越明許費を併せて設定いたします。次に、69ページをお願いします。上から三つ目の県道矢野海田線修繕事業については、県指示額の増に伴う事業負担金の増額でございます。同ページ一番下の橋りょう修繕事業については、工事等箇所図として資料19を提出しておりますが、寺迫橋やひまわり大橋の橋りょう補修詳細設計業務を行うもので、繰越明許費を併せて設定いたします。次に、83ページをお願いします。中段4番の小学校改築事業は海田東小学校本館建替えに係る設計業務については、令和6年度当初予算に改めて計上するものとして、令和5年度予算は減額補正するもので、設定していた債務負担行為を併せて廃止いたします。次に、6番の小学校空調設備改修事業については、工事等箇所図として資料20を併せて提出しておりますが、海田東小学校本館3階音楽室の空調設備を更新するとともに、本館1階の相談室及び会議室に空調設備を新設するもので、財源として起債を活用し、繰越明許費を併せて設定いたします。次に、91ページをお願いします。中段3番の海田東公民館管理運営事業のうち、海田東公民館再整備基本計画策定業務委託料は未執行のため減額し、設定していた債務負担行為は併せて廃止します。

続きまして、歳入でございます。2ページ、3ページをお願いします。なお、歳入につきましても、額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した特定財源の増減等ございますが、件数が多く繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略し、主なものについて説明させていただきます。まず、2ページ、3ページの町税については、決算見込みに基づき、それぞれの税目について増減補正するものでございます。次に、13ページをお願いします。中段、財政調整基金についてはこの度の補正に係る財源調整として、3億6,000万円減額補正した結果、3月補正後の基金取崩額が約3.4億円となります。基金の年度末残高については、令和4年度の決算剰余金約6.1億円のうち、3.1億円を積み立てた一方で、3月補正後の3.4億円を取り崩すと、令和4年度末残高から約3,000万減少する見込みでございます。次の前年度繰越金については、令和4年度決算剰余金6.1億円のうち、3億円を繰越し処理して、その予算についてはこれまでの12月補正までに補正予算に係る財源調整として約2.8億円を増額補正してきましたが、この度の最終補正においては、残った部分約2,700万円を増額補正するものでございます。

続いて、議案を御説明いたします。第13号議案をお願いします。この度の補正予算につきましても、既定の歳入歳出予算の総額から1億3,204万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を141億4,020万1,000円とするものでございます。続きまして、繰越明許費の

補正は第2表により追加及び変更を行います。また、債務負担行為の補正は第3表により廃止を行います。また、地方債の補正は第4表により追加及び変更を行います。以上で、令和5年度海田町一般会計補正予算第6号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第13号議案について採決を行います。お諮りいたします。第13号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第17、第14号議案、令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第14号議案、令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号。

この度の補正予算につきましては、一般被保険者療養給付事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（中山）それでは、第14号議案、令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、資料21、令和5年度補正予算説明書にしたがひまして、歳出から御説明いたします。資料21をお願いいたします。それでは、歳出の主な事業について御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。保険給付費療養諸費の一般被保険者療養給付事業につきましては、支給額が当初の見込みを下回ったため、1億3,461万9,000円減額するものでございます。続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。保険給付費高額療養費の一般被保険者高額療養事業につきましては、支給額が当初の見込みを下回ったため、962万9,000円減額するものでございます。続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。保険給付費出産育児諸費

の出産育児一時金支給事業につきましては、被保険者の出産予定者の減により116万円減額するものでございます。続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。保険給付費傷病手当金の傷病手当金支給事業につきましては、現時点で支給申請者がいないことから100万円減額するものでございます。続きまして、26ページ、27ページをお願いいたします。基金積立金の基金管理事業につきましては、歳入歳出の剰余金が見込まれるため、1,684万9,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。2ページ、3ページをお願いいたします。国民健康保険税は県の推計値を用いて税率の算定を行っていますが、被保険者1人当たりの所得水準が県の見込みを下回ったため、医療給付費分現年課税分を2,230万円、後期高齢者支援金等分を860万円、介護納付金分を110万円、それぞれ減額するものでございます。続きまして、県支出金保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、歳出の保険給付費等の減額分として1億4,463万4,000円を減額するものでございます。続きまして、県支出金特別交付金の特別調整交付金県繰入金2号分につきましては、歳出の減額に伴う財源調整のため、それぞれ減額するものでございます。続きまして、繰入金、一般会計の繰入金につきましても財源調整のため、それぞれ補正するものでございます。続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。基金繰入金海田町国民健康保険基金繰入金につきましては、先ほど保険税にて説明しました保険税不足分の財源として増額するものでございます。続きまして、繰入金の前年度繰入金については、令和4年度の決算剰余金の処分に伴う繰越金608万8,000円を整理するものでございます。

次に、議案を御説明いたします。第14号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,388万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,873万8,000円とするものでございます。以上で、令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号の説明を終わります。○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第14号議案について採決を行います。お諮りいたします。第14号議案につ

いて原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第18、第15号議案、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算第4号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第15号議案、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算第4号。この度の補正予算につきましては、施設介護サービス給付事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者のほうから説明させます。

○議長(桑原) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(岩本) 続きまして、第15号議案、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算第4号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、資料22、令和5年度補正予算説明書にしたがい、歳出から主な事業について御説明いたします。それでは、資料22の保険事業勘定の14ページ、15ページをお願いいたします。保険給付費の介護サービス等諸費の地域密着型介護サービス給付事業については、利用者数が見込みを下回ったため、1,565万1,000円を減額するものでございます。次の施設介護サービス給付事業については、利用者数及び1人当たりの給付費が見込みを下回ったため、4,242万5,000円を減額するものでございます。30ページ、31ページをお願いいたします。基金積立金の介護給付費準備基金積立金の基金管理事業については、前年度繰越金の一部を介護給付費準備基金に積み立てるため、886万8,000円を増額するものでございます。続きまして、歳入について主なものについて御説明いたします。4ページ、5ページをお願いいたします。3款、支払基金交付金の介護給付費交付金の社会保険診療報酬支払基金交付金については、過去の介護給付費の実績に応じた金額で算定されるもので、その算定方法により、4,173万5,000円を減額するものでございます。8ページ、9ページをお願いいたします。8款、繰越金の前年度繰越金については、前年度繰越金の確定に伴い、3,162万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について歳出から御説明いたします。38ページ、39ページをお願いいたします。事業費の地域支援事業費の介護予防支援事業については、介護予防ケアプラン作成業務の委託件数が見込みを下回ったため、97万9,000円減額す

るものでございます。続きまして、歳入について御説明いたします。36ページ、37ページをお願いいたします。1款、サービス収入の予防給付費収入の介護予防ケアマネジメント収入については、介護予防ケアプラン作成件数が見込みを下回ったため、138万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第15号議案をお願いします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から3,705万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を22億743万円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から91万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を1,413万8,000円とするものでございます。以上で、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算第4号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第15号議案について採決を行います。お諮りいたします。第15号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第19、第16号議案、令和5年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第16号議案、令和5年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

この度の補正予算につきましては、保険料等納付事業費の減額等の予算措置を講じるものでございます。内容につきましては、担当者のほうから説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）第16号議案、令和5年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

それでは、資料23、令和5年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明い

たします。資料23の4ページ、5ページをお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付事業については、保険料等負担金のうち保険料、保険基盤安定分、また確定した前年度繰越金と合わせて87万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。2ページ、3ページをお願いいたします。1款、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料については、見込みを下回ったため、674万2,000円を減額し、次の普通徴収保険料については、見込みを上回ったため、現年度分を331万1,000円、滞納繰越分を52万6,000円増額するものでございます。3款、繰越金の前年度繰越金については、額の確定に伴い、195万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第16号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から87万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を4億3,364万6,000円とするものでございます。以上で、令和5年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りいたします。これより、第16号議案について採決を行います。第16号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第20、第17号議案、令和5年度海田町下水道事業会計補正予算第1号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第17号議案、令和5年度海田町下水道事業会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、減価償却費の増額及び他会計出資金の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村） それでは、第17号議案、令和5年度海田町下水道事業会計補正予算第1号について御説明いたします。資料24の令和5年度補正予算説明書にしたがいまして御説明をいたします。

それでは、資料24の1ページをお願いいたします。収益的収入の下水道事業収益の営業収益です。他会計負担金につきましては、雨水処理費の増により負担金が増額するものです。次に、営業外収益です。他会計補助金につきまして、汚水分における利子償還分の増額により増額するものです。次に、長期前受金戻入につきまして、令和5年度からの地方公営企業法適用により整理した資産評価額確定に伴い増額するものです。次に、特別利益です。その他特別利益につきまして、令和4年度打ち切り決算に伴う流域下水道維持管理負担金の精算分戻入等により増額をするものでございます。

次に、収益的支出の下水道事業費用の営業費用です。減価償却費につきまして、令和5年度からの地方公営企業法適用により整理した資産評価額の確定に伴い増額するものです。次に、営業外費用です。消費税及び地方消費税につきまして、特別利益の借受け消費税の増に伴い増額するものです。次に、雑支出につきまして、資本的収入控除対象外消費税を増額するものです。では、2ページをお願いいたします。資本的収入の他会計出資金です。他会計出資金につきまして、令和5年度からの地方公営企業法適用により、整理した資産評価額の確定による対象資本費の減少に伴い減額するものです。次に、資本的支出の企業債償還金です。企業債償還金につきまして、企業債の借換えにより元金を増額するものです。

それでは、第17号議案をお願いいたします。第2条でございますが、当初予算第3条に定めた収益的収入の予定額の下水道事業収益を6,728万6,000円増額し、9億5,378万9,000円とするものでございます。また、収益的支出の予定額、下水道事業費用を5,683万増額し、9億5,268万1,000円とするものでございます。次に、第3条になります。当初予算第4条に定めた資本的収入及び支出額に対して不足する額を3,343万2,000円増額し、2億2,330万4,000円とし、当年度分損益勘定留保資金を3,343万2,000円増額し、2億1,363万8,000円とするものでございます。また、資本的収入の予定額を3,338万8,000円減額し、5億5,936万2,000円とするものでございます。資本的支出の予定額につきましては、4万4,000円を増額し、7億8,266万6,000円とするものでございます。次に、第4条でございますが、当初予算第10条に定めた一般会計からの補助金を176万3,000円増額し、6,859万5,000円とするものでございます。以上で、令和5年度海田町下水道事

業会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第17号議案について採決を行います。お諮りいたします。第17号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前11時14分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第21、施政方針について、町長より申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）本議会に提案しております令和6年度一般会計及び特別会計等の各予算をはじめ、関係議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と令和6年度予算の概要及び主要施策について申し上げ、議員、町民の皆様の御理解、御協力をいただきたいと存じます。

さて、昨年11月に行われました町長選挙におきまして、生まれ育った町、大好きな町、海田のために汗をかきたいと決意の上、立候補し、無名の新人にもかかわらず、大変多くの町民の皆様から温かく、そして、力強い御支援をいただきました。町長就任後、約4か月が経過したところでございますが、日々、町民の皆様の生命・財産を守ること、そして、海田町の未来をつくることに重い責任とやりがいを感じながら、職務に邁進しているところでございます。私は、町長選挙において、10年後、誰もが憧れるまちの実現を目指し、新しい海田をつくることを町民の皆様に訴え、町民の皆様もその思いに共

感をしてくださり、私を信任していただきました。10年後、海田町を憧れのまちにすること、これを私のミッションとして、その基礎をこの4年間でつくってまいりたいと考えております。とはいえ、当然ながら私一人では実現することはできません。役場の職員一丸となり、ワンチームでスクラムを組んで、スピード感を持って取組を進めます。10年後をしっかりと見据え、次世代に誇れるまちと暮らしをデザインしていくことが求められます。都市と自然のちょうど良いバランスを売りに、暮らす価値の高いまちを目指すブランディングを進め、住んでみたい、住んで良かった、帰ってきたいと思えるようなまちづくりに取り組んでまいります。これから、試行錯誤しながら、まだ見ぬ、かいたブランドの確立を目指し、施策・事業を一つずつ形にしていまいります。その際、役場だけでなく町民の皆様や民間事業者など、本町に関係する全ての方々と一緒につくり上げていければと考えております。皆様方の御理解・御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本町の人口は、令和5年12月末日現在、1年前から202人増加して、3万833人となりました。出生・死亡による自然増が15人、転入・転出による社会増が187人と、自然増減・社会増減の両方で増加しているような状況でございます。本町の直近の合計特殊出生率は1.86で、全国と比べても高く、また転入者数は20代、30代を中心に増加傾向にあり、8年連続で人口増につながっています。この人口増加の傾向は、広島都心部に近く、JR山陽本線と呉線の交通結節点でもある地の利に加えて、子育て支援など、これまでの取組の成果とも考えられますが、自治体間の競争が続く中、10年後、誰もが憧れるまちを目指していくため、これまでの取組を、今一度、検証・評価する必要がございます。海田町の最上位計画である第5次海田町総合計画は、令和8年度から後期計画に入ります。令和6年度は、これまで前期計画で掲げていた既存の施策や地域の現状などへの満足度を確認するため、町民を対象にアンケート調査を実施いたします。調査結果は後期計画策定のための基礎資料として活用するなど、町民の皆様の声を聞きながら、総合計画の基本施策や主な取組などの見直しや検討を進めてまいります。公約に掲げた滞在型の新図書館の整備や旧役場庁舎跡地の活用など、本町のまちづくりにとって重要なテーマであり、実現に時間を要する施策につきましては、サービスの更なる向上や効果的な投資となるように、町の公共施設を総合的に捉えた全体のマネジメントの中で検討し、後期計画へ反映してまいります。新たな施策の実現に必要な財源につきましては、所属横断的な事務事業の棚卸しやゼロベースの見直しなどにより、無駄をなくし、コス

ト削減につながる業務の効率化を進めるほか、企業版ふるさと納税や公共施設ネーミングライツの導入、使用料等の受益者負担の適正化を検討するなど、新たな収入源を創出しながら確保してまいります。

それでは、令和6年度の重点事業につきまして、五つのまちづくりの視点から、主な新規・拡充事業を中心に御説明を申し上げます。

1点目は、誇りと愛着のあるまちづくりについてです。

子どもから大人まで、海田町に誇りと愛着を持ち、まちのために自立的に行動できる町民が1人でも増えていくように、まちづくりを進めてまいります。まちへの誇りと愛着、いわゆるシビックプライドを育むためには、地域の歴史・文化の継承に加えて、地域に根差した学校づくりや海田らしさを随所を感じられる公共施設の整備など、町民のアイデンティティの再確認を促すまちづくりが大切だと考えております。そうした思いから、町長選挙では、人と地域を育む小学校の建替え、西国街道再生プロジェクト、海田の顔となる新駅の実現を提案いたしました。

まず、小学校の建替えについては、海田東小学校と海田小学校の本館の老朽化が進み、早期の建替えを要することから、令和6年1月から新たに校舎建替推進チームを立ち上げ、建替えに向けた具体的な作業を行ってきたところでございます。現在は海田東小学校の基本構想の策定に取り組んでおり、令和6年度は基本構想に続いて、基本計画を策定するとともに、基本設計に着手いたします。海田町の未来を担う子どもたちが、夢や希望を持って挑戦・活躍していける子ども真ん中の学び舎となるよう取り組みます。

次に、西国街道沿いにある旧千葉家住宅については、庭園とともに江戸時代から今日まで大切に守り継がれてきました。平成3年に座敷棟が県の重要文化財、そして庭園が県の名勝に指定され、平成23年には千葉家から郷土の歴史文化の継承や学習に役立ててほしいと海田町へ寄贈いただきました。先人たちの努力のおかげで、今の私たちは江戸時代のおもてなし空間を体験することができ、江戸時代に街道を旅する人々が庭の眺めに旅の疲れを癒やしたように、季節の移ろいを感じ、心を癒やされています。

今年、旧千葉家住宅の座敷棟は築250年を迎えます。そこで、250年記念事業として、一般公開に加え、美術作品の展示や体験講座、秋の特別公開ではライトアップを行うなど、年間を通して旧千葉家住宅のモノ・コト・トキを感じてもらえるイベントを実施いたします。旧千葉家住宅の魅力や文化財としての価値を広く周知し、歴史文化の継承に努めるとともに、これを機に海田町だけではなく、近隣の市町と一緒に西国街道を盛り

上げ、まちへの誇りと愛着を深めていきたいと考えております。

次に、海田東地区における新たな交通拠点として期待される新駅につきましては、これまで新規利用者予測、鉄道施設・設備及び駅前広場の配置検討など、誘致の実現可能性調査を実施してまいりました。令和6年度は、これまでの調査結果を検証しながら、引き続き調査・検討を行い、関係機関との具体的な協議を進めてまいります。

2点目は、にぎわいと活力のあるまちづくりについてです。

東広島・安芸バイパスの全線開通に加えて、今後の広島市東部地区連続立体交差事業の進展などにより、交通網が更に充実し、発展が見込まれる本町にあって、町内の公共施設や町有地等をより一層有効に利活用する視点を持って、交通網や公共施設の整備を計画的に進めることで、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めてまいります。役場だけでなく、町民の皆様の方や民間事業者の知恵もお借りしながら、多様な主体と連携していく中で、意欲のある方々の参画を促し、自分たちの町は自分たちでつくる、海田町の可能性を感じ、本気で関与するといった流れになればと考えております。そうした思いから、町長選挙では、対話を重視することや民間の力を町政に取り入れることを提案いたしました。

まず、対話につきましては、これまで議員の方々とのランチミーティングや若手職員との町長ミーティングを実施し、まちづくりの新たな気づきやヒントを得るなど、手応えを感じているところでございます。今後は、小中学校や地域に出向き、若い世代からシニア世代まで幅広い世代や属性の方々と町の課題に対し、アイデアを出し合うなど意見交換をしていきたいと考えております。地域における課題のヒントは、地域の中に隠れております。様々な場面や媒体を通して、町民の皆様と対話をしながら、地域課題の解決方法や最適解を模索できればと考えております。

次に、民間事業者の誘致につきましては、町と民間事業者が海田町の目指すまちづくりの方向性を共有しながら、双方にとってメリットとなるような形で進める方法を調査研究します。また、海田総合公園、瀬野川河川敷等を対象に、民間事業者から公共空間の活用手法や事業内容、事業規模等について意見を募集し、官民対話により新たな提案やアイデアを収集するサウンディング調査を実施いたします。

次に、地域資源を活用したにぎわいづくりとして、デジタル上で、建築物や道路、地形等の3Dデータを整備し、可視化をするとともに、人流データの分析と人々の行動特性を把握し、その結果をオープンデータ化することで、企業の誘致や店舗の出店を促し、

海田市駅周辺などをエリアとする中心拠点や、海田東小学校周辺などをエリアとする地区拠点の拠点性の向上とウォーカブルなまちづくりの推進を図ります。

次に、町内の公共交通ネットワークにつきましては、持続可能な公共交通体系を構築するため、公共交通に対するニーズ調査を実施するとともに、利用実態など各種データの分析等を踏まえながら、次期地域公共交通計画を策定いたします。

次に、都市計画道路の整備につきましては、町内の交通の円滑化を図るため、中店窪町線に係る代替道路の用地取得を進めるとともに、畝曾田線の（仮称）新畝橋の下部工事を行ってまいります。また、広域的な交通の円滑化や地域の活性化を図るため、国や県に対しまして、広島市東部地区連続立体交差事業及び広島南道路の早期完成を強く要望します。

次に、海田総合公園の整備につきましては、都市部でありながら身近に自然に親しみ楽しめる憩いの場としての環境を整えるため、第2期整備区域におきましてキャンプサイト造成工事を行います。

3点目は、子育て・教育のまちづくりです。

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、かいた版ネウボラを中心とした妊娠期から切れ目のない子育て支援や学校教育の充実、海田っ子が健やかに育つ環境の整備に取り組んでまいります。子育て世代から選ばれ続ければ、地域の消費が増えるなどして税収が増え、福祉分野も充実させられるといった好循環が生まれるものと考えております。そうした思いから、町長選挙では、子育てを応援する明確なメッセージとして、学校給食費、紙おむつ代、こども医療費の三つの無償化を提案いたしました。

この三つの無償化について、令和6年度は国の重点支援地方交付金の活用により財源を確保し、取組を前に進めます。一つ目の学校給食費の無償化については、高校進学等を控え、経済的負担が大きくなる中学校3年生の学校給食費を無償化します。また、小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒の学校給食費の物価高騰分を町が負担することにより、保護者負担の軽減を図りながら、栄養バランスの取れた質の高い給食を安定的に供給し、子育て世帯を応援します。二目の紙おむつの無償化については、子育て家庭おむつ支援事業として、おむつの支給回数を従来の生後9か月までの3回から生後12か月までの6回に倍増し、子育て家庭の継続的な見守り支援と経済的な負担軽減の両立を図ります。三つ目のこども医療費の無償化については、医療費助成事業として、通院医療費助成の対象を令和6年1月診療分から拡大しております。これまで小学校6

年生までとしていたものを中学校3年生までに拡大することで、子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを推進します。なお、学校給食費やこども医療費の無償化など、子育てに係る経済的支援につきましては、本来、居住地にかかわらず、全国一律に受けられるべきものであることから、町村会等を通じて国、県に対して統一的な制度化について要望を続けます。

次に、かいた版ネウボラについては、県のネウボラ戦略的PRモデル事業の一環として、本町のネウボラの拠点施設であるひまわりプラザにおいて、遊具や、気軽に相談ができるソファの設置など、2階フロア全体を一体的な空間として捉えたりリニューアルを実施し、これまで以上に利用・相談しやすい環境を整え、全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう取組を推進いたします。

乳児健康診査事業については、公費負担の回数がこれまでの2回分に1か月児健康診査に係る1回分を追加し、疾病の早期発見につなげるとともに、養育者への育児に関するアドバイスなどを行い、乳児の健康の保持・増進を図ります。

児童手当支給事業については、国の制度改正に伴い、令和6年10月分から所得制限を撤廃するとともに、支給対象を高校生年代まで拡大するなど、制度の拡充について適切に対応してまいります。また、児童扶養手当支給事業についても、令和6年11月分から所得制限額の引上げ、第3子以降の加算額の増額を行い、ひとり親家庭に対する生活支援について適切に対応いたします。

次に、学校教育の充実については、令和6年度も夢と志を持ち挑戦する児童生徒の育成を目指して教育活動を進めます。特色ある学校づくりについては、地域とともに歩み、信頼される学校を目指して、町内二つの中学校区において学校運営協議会制度の充実を図るとともに、全町ぐるみで道徳科授業に取り組むなど、コミュニティ・スクールを基盤として、小中一貫教育を推進いたします。教育環境の整備については、学校施設の衛生環境の改善や老朽化等に対応するため、引き続きトイレの洋式化や施設の長寿命化改修を計画的に進めます。また、学校教育情報ネットワークの基盤となるデジタル機器が今後5年間で更新時期を順次迎えることを踏まえ、校務デジタル化の推進やセキュリティ対策等を図りつつ、次期学校デジタル環境の構築に向けた設計等を行います。部活動の地域移行については、新たに部活動指導員を町立中学校に配置をし、生徒にとって望ましい部活動環境の構築を図るとともに、教員の働き方改革を推進いたします。また、町立中学校の運動部の休日の部活動について、段階的に活動主体を学校教育から地域ス

ポーツクラブ等に移行してまいります。

4点目は、健康・生きがいのまちづくりです。

町民一人ひとりや地域の多様な主体が、年齢や障がいの有無などに関係なく、ともに助け合い、支え合う温かくハートフルな地域社会になるよう、地域福祉や健康づくりの推進に取り組み、誰もが健康で生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めてまいります。人生100年、お一人様社会と言われる時代を迎える中、本町において、いつまでも健やかで幸せな健康生活を送り続けてもらいたいと考えております。そうした思いから、町長選挙では健康寿命を延ばす仕組みづくりなどを提案いたしました。

まず、福祉センターの管理運営については、令和6年度から新たな指定管理者と連携をし、健康増進プールや全面リニューアルをする筋力向上トレーニングルーム等を活用し、ライフステージに応じた各種講座を実施、開催するなど、健康増進や介護予防に重点を置いた取組を充実させます。これまでの利用者はもとより、新規利用者を増やせるよう、誰もが利用できるから誰もが利用したくなる施設に向けて、民間ノウハウを生かしたサービスの向上に努めます。

次に、集団健診の実施については、65歳以上の方を対象に、がん検診のうち、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん及び前立腺がん検診の受診料を無料といたします。受診者数を増やし、がんの早期発見・早期治療につなげることで、町民の皆様の健康寿命の延伸をバックアップいたします。

次に、地域福祉の推進については、高齢者、障がい者といった対象者別の制度では支援が行き届きにくい複合的な課題など、多様化する支援ニーズに対応するため、4月から旧保健センターに活動拠点を移す海田町社会福祉協議会と連携をし、相談支援体制の充実を図ってまいります。また、住み慣れたまちで安心して自立した生活が送れるよう、地域、福祉関係団体、町などが協力し、助け合い・支え合いの取組を進めるための基本的な方向を定める海田町地域福祉計画の改定を行います。

5点目は、安全・安心のまちづくりについてです。

今年の元旦に発生した能登半島地震は、被災地に甚大な被害を生じさせました。24時間365日、災害はいつ起こるか分からないということを改めて気づかされたところでございます。近年、自然災害が各地で頻発していることから、ハード・ソフト両面で災害に備え、安心して暮らしていけるよう、災害の防止、災害対応の充実、暮らしの安全・安心の確保に取り組んでまいります。

まず、土砂災害対策につきましては、県が実施をする複数の砂防えん堤の早期着手及び早期完成を関係機関に引き続き強く要望していくとともに、三迫三丁目地区の避難路確保とインフラ強靱化を進めるため、令和5年度に引き続き、出合橋の架替え等を進めます。また、三迫二丁目地区については、町民の皆様の避難路や生活道路として御利用いただけるよう、(仮称)町道143号線の道路整備を早期に完成させるとともに、町道6号線バイパスの早期完成に向け、引き続き用地取得に取り組めます。

次に、地震対策については、空き家の解体も補助対象とした木造住宅の耐震診断や耐震改修、更に、避難路や通学路に面するブロック塀等の安全対策に関する補助制度のより一層の利用促進を図ります。また、広域緊急輸送道路沿いの建築物の倒壊により、災害時の救急救命活動や復旧支援活動が進まない状況にならないよう、補助制度の利用促進により耐震化を進めていくなど、地震災害に強いまちや住まいを実現する環境整備を進めます。

次に、浸水対策については、本町の最重要課題の一つである尾崎排水機の増設に係る事業が長期化していることから、二級河川尾崎川水系河川整備計画に沿った排水機増設の早期完成を関係機関へ重ねて強く要望していくとともに、河川環境が改善されるよう、堆積したヘドロの浚せつについても必要に応じて要望します。また、森川の改修工事と瀬野川左岸排水区昭和雨水幹線整備工事については、令和6年度も継続して取り組みます。また、竹貞第2暫定ポンプの増設に係る詳細設計にも取り組んでまいります。

次に、瀬野川の高潮対策については、二級河川瀬野川水系河川整備計画に基づく堤防の高さで整備を進めていただくよう、引き続き関係機関に強く要望します。次に、洪水対策については、瀬野川に堆積した土砂の浚せつについて、現在も実施していただいているところではございますが、令和6年度についても、必要に応じて県へ要望いたします。次に、橋りょうの老朽化対策については、5年ごとの法定点検や修繕が必要な橋りょうの補修詳細設計を行うとともに、ひまわり大橋などの修繕工事を進めます。

次に、水道事業については、老朽化した基幹管路の更新に併せて、計画的な管路の耐震化を進めてまいります。また、施設の老朽化に伴う更新に併せて、浄水場や配水池などの集中監視制御に向けたシステムの更新を推進いたします。水道事業、公共下水道事業ともに、中長期的な視点に基づく水道ビジョンや、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでまいります。

次に、地域防災力の向上については、自助・共助・公助、この三つの能力を高めてい

くことで、災害に強いまちづくりを推進してまいります。令和6年度は、陸上自衛隊海田市駐屯地や海田警察署、広島市安芸消防署などと連携をし、これまでの防災訓練とは異なる形で、海田町防災フェアを実施いたします。企業や団体が災害への備えを呼びかけるブースのほか、装備品や訓練を体験できるエリアを設けることで、楽しみながら防災の知識を身に付け、町民の皆様に自分たちの命は自分たちで守るという自助の意識を高めてもらえるよう工夫いたします。

そのほか、デジタル化の推進については、町民サービスの向上を図ることを第一に、効率的で効果的な行財政運営により、役場の生産力の向上をさせられるよう、継続的に取り組みます。公共施設の利用において、いつでもどこでも利用状況の確認や利用予約が行える施設予約サービスを試行実施いたします。試行実施により課題が判明した場合には、その改善策を見い出しながらサービスの本格実施を検討してまいります。併せて、全職員がデジタル技術を活用して業務ができること、また、データに基づいて政策立案ができることを目指して職員研修を行います。

次に、これらの施策を実現するための組織改編について御説明します。

10年後、誰もが憧れるまちを町政運営のビジョンとして、これからの新しい海田をつくっていくため、組織体制の見直しを行ってまいります。具体的にはまず各施策をコーディネートしながら、情報発信力を強化することにより、海田町のブランドイメージを向上させ、まちのにぎわいを創出するため、かいたブランド課を新設いたします。また、町有財産を有効に活用するための総合的なマネジメントを進めるとともに、スターバックスのようなまちのにぎわいを象徴する企業を誘致し、官民連携によるまちの活性化を図るため、資産活用課を新設いたします。更に、事務事業の見直しによるコスト削減を行うとともに、稼ぐ力を強化し、将来に向けて持続可能な行財政運営を行うため、財政経営課を新設いたします。また、町民の皆様に身近な窓口である税務課、住民課、町民生活課の3課を統括し、対話を通じて地域課題を解決するための事務を所掌する町民生活部を新設いたします。このうち、町民生活課については、これまでの業務を引き継ぎ、新たな地域公共交通計画を策定するとともに、対話を通じた地域課題の解決や自治会の負担軽減・活性化を推進するため、地域みらい課として機能強化を図ります。建設部門においては、インフラ整備とその活用による海田町全体のまちづくりを推進していくことから、建設部の名称をまちづくり部に改めます。併せて、都市整備課をまちデザイン課に改め、都市計画によるまちづくりを推進するとともに、今後、見込まれる公共施設

の整備等に対応し、ハード面での海田らしさをデザインするため、課内室として建築営繕室を新設いたします。

最後に、海田町を取り巻く情勢と予算の概況について申し上げます。

我が国の経済については、コロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつあり、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きには前向きな動きが見られており、デフレなどの脱却が期待されているところです。他方、賃金上昇は物価上昇に追いついておらず、個人消費は依然力強さを欠いており、潜在成長率が0パーセント台半ばの低い水準で推移しているという課題もございます。このような中、国の令和6年度予算は令和5年度補正予算と一体として、経済財政運営と改革の基本方針である骨太方針2023に沿って編成するものとし、足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げやデフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向けて、必要な予算措置を講ずるものとされております。

本町におきましても、物価高騰対策については、国の経済対策と連動をしながら、低所得者支援や町独自の安心応援金など、令和6年度当初予算と令和5年度補正予算を一体として対応を図っているところでございます。

令和6年度一般会計予算は、予算総額127億9,600万円で、前年度に比べて1億7,700万円、1.4パーセントの減となりました。本町の基幹収入である税収の動向については、個人町民税の定額減税の実施による減収の影響などにより、令和6年度の町税総額は減収を見込んでおります。歳出においては、義務的経費である人件費・扶助費・公債費ともに増加する中で、新たなハード・ソフト事業にも対応するため、財源不足については財政調整基金を取り崩して補填をいたします。

実施計画事業をベースとした今後の収支見通しにおいては、小学校建替事業や畝曾田線整備事業など、大規模なハード事業に取り組むことにより、町債残高の増とそれに伴う公債費負担の増が見込まれております。また、今後の変動リスクとして、資材等の高騰に伴う建設コストの増や金利の引上げに伴う公債費負担の増、現時点では収支見通しに反映できていない今後のハード事業への対応にも留意が必要な状況でございます。そうした中、令和6年度予算編成に当たっては、新たな歳入確保策や業務改善による歳出削減など、将来世代に過度な負担を残すことがないように、今できるだけ行財政改革の視点を持って予算を編成いたしました。また、庁舎移転補償金を活用し、これまで借り入れた庁舎移転事業債の繰上償還をすることにより、新たなまちづくりへの投資に備

えて、財務体質の健全化にも取り組んでまいります。

以上、町政運営に関する方針と主要施策について申し上げます。次世代により良い未来を残していくため、海田町のポテンシャルを最大限生かし、海田町の暮らしの価値を高める取組に意欲と情熱、明確なビジョンを持って挑戦していくことを改めて町民の皆様にお約束をいたします。10年後、誰もが憧れるまちとなるよう、ともに新しい海田をつくっていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原）以上で新町長の施政方針演説を終わりたいと思います。

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので御参集いただければと思います。本日は大変御苦勞様でした。

午後1時36分 延会